

鈴鹿市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 2 2 号

鈴鹿市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鈴鹿市建築基準法施行細則（平成 1 1 年鈴鹿市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（中間検査申請書に添付する書類） 第 8 条の 3 省令第 4 条の 8 第 1 項第 4 号に規定する規則で定める書類は、中間検査の申請に関する工事監理報告書（第 8 号様式の 2）その他市長が必要と認める書類（<u>法第 6 条第 1 項第 3 号</u>に規定する建築物にあっては、これらの書類等に加え、次の各号に掲げる建築物の構造種別等に応じ、それぞれ当該各号に定める図書）とする。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、添付を要しない。 （1）～（6） 略	（中間検査申請書に添付する書類） 第 8 条の 3 省令第 4 条の 8 第 1 項第 4 号に規定する規則で定める書類は、中間検査の申請に関する工事監理報告書（第 8 号様式の 2）その他市長が必要と認める書類（<u>法第 6 条第 1 項第 4 号</u>に規定する建築物にあっては、これらの書類等に加え、次の各号に掲げる建築物の構造種別等に応じ、それぞれ当該各号に定める図書）とする。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、添付を要しない。 （1）～（6） 略

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。